

## ビルクリーニング分野特定技能1号外国人 職務記述書

厚生労働省健康・生活衛生局

生活衛生課

### ○ 分野、区分の概要

建築物内部の清掃

### ○ 従事する主な業務

多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務

※ 床、浴室、トイレ、洗面台等の清掃からアメニティ補充やベッドメイク作業など、衛生かつ美観が整えられた客室を商品として納品するために必要な一連の業務である客室清掃業務は主な業務に含まれる。

### ○ 想定される関連業務

当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

関連業務に当たり得るものとして、次が想定される。

- ・ 複数の作業員の指導、現場の管理、計画作成や進行管理等
- ・ 清掃用機械器具の維持管理等に関する業務、技能実習責任者の業務、技能実習指導員の業務や、生活指導員の業務（それぞれ主たる業務に該当するものを除く。）
- ・ 建築物と構造上一体とみなせる部分（犬走・アプローチ等の外周部など）の清掃作業
- ・ 資機材倉庫の整備作業
- ・ 建物外部洗浄作業（外壁、屋上等。ただし高所作業を伴う窓ガラス・外壁清掃作業は除く。）
- ・ ベッドメイク作業
- ・ 建築物内外の植栽管理作業（灌水作業等）
- ・ 資機材の運搬作業（他の現場に移動する場合等）